

R I 内用療法特別措置病室除染業務委託仕様書

1 契約期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2 契約形態及び予定数量

契約期間中の予定数量は 30 件とする。

なお、予定数量は見込みであり、発注数量を保証するものではない。

3 目的

「特別措置病室に係る基準、管理・運用及び行動規範に関するマニュアル（2022 年 10 月版）」及び「ルテチウムビピボチドテトラキセタン（Lu-177）注射液を用いる核医学治療の適正使用マニュアルー安全管理編ー」、「ルテチウムオキシドトレオチド（Lu-177）注射液を用いる核医学治療の適正使用マニュアルー安全管理編ー」を原則とし、ルテチウムビピボチドテトラキセタン及びルテチウムオキシドトレオチド（¹⁷⁷Lu）注射液を投与した患者の退院後の病室清掃及び放射性同位元素で汚染された物の管理等を実施し、当該治療に関わる職員及び患者等の安全を確保することを目的とする。

4 作業場所

- (1) 特別措置病室
- (2) 核医学検査室
- (3) その他、急変対応時に使用した場所（ICU、手術室、内視鏡室、救急外来など）

5 作業時間帯

患者退出後、発注者から入室許可を受けた後に作業を実施するものとする。

作業は、原則平日の 9:00～17:00 の間とする。ただし、汚染状況により除染等が多く発生していた場合、17 時以降に作業時間が延長する場合を除く。また、退出基準線量を満たさず、休日退院となった場合は、発注者と協議の上で作業をする。

6 特別措置病室及び廃棄物保管場所における作業内容

- (1) 病室内の一般ごみ及びリネン類の回収並びにポリ袋への収納
- (2) 養生材等の回収及びポリ袋への収納
- (3) 流し台及びトイレ（便器）の清掃
- (4) 汚染検査（直接法）
 - ア 回収した一般ごみ及びリネン類
 - イ 回収した養生材等

ウ 病室内床面、流し台及びトイレ（便器）

- (5) 汚染が確認された場合は、汚染箇所を明確にし、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるとともに、医療法施行規則別表第5に掲げる表面密度限度の10分の1以下（4Bq/cm²以下）となるよう除染を実施するものとする。
- (6) 除染が困難な汚染が認められた場合は、発注者と協議するものとする。
- (7) 一般ごみ、リネン類及び養生材等の回収物に汚染が認められた場合は、RI汚染物として発注者が指定する搬送経路（別紙、「RI廃棄物の核医学室までの搬送ルート」）により核医学検査室内指定場所へ運搬するものとする。汚染が認められない物については、ポリ袋に収納した状態で発注者へ引き渡すものとする。
- (8) 病室で蓄尿を行った場合は、蓄尿容器を発注者が指定する搬送経路により核医学検査室へ運搬し、発注者へ引き渡すものとする。
なお、蓄尿容器内容物の処理及び容器洗浄は本業務の対象外とする。
- (9) 病室内所定箇所において線量測定を実施し、その結果を記録するものとする。測定箇所は病室内全てを対象とする。測定方法については、GM計数管式サーベイメータ等の測定器を用いた表面汚染の直接測定及びNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ等の測定器を用いた空間線量率の測定とする。

7 除染作業の依頼及びキャンセル

- (1) 作業依頼は、原則として希望作業日の10営業日前までに行うものとする。
- (2) 作業依頼後のキャンセル又は変更については、患者の病状、治療計画の変更その他やむを得ない事由を含め、発注者及び受注者が協議の上、対応方法を決定するものとする。

8 報告及び確認

- (1) 受注者は、作業終了後、任意様式による報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (2) 報告書には、病室内線量測定結果及び汚染検査結果を記載するものとする。
- (3) 作業の完了は、報告書提出後、発注者の確認を受けた時点とする。

9 支払方法

- (1) 受注者は、前項の確認を受けた業務実績について、毎月分を取りまとめて業務完了届を提出し、川崎市の指定する方法により当該月分の委託料を請求するものとする。
- (2) 発注者は、適法な請求書を受理した後、契約書に定める期限までに当該月分の委託料を支払うものとする。

10 その他

- (1) 本業務は、病室の養生状態その他事前協議事項を前提として実施するものとする。
- (2) 業務に必要な清掃資材、ポリ袋及びユーティリティは発注者が支給するものとする。
- (3) 患者退出基準への適合確認は、本業務の対象外とする。
- (4) 患者退出時の持出物品、所持品の汚染検査及び除染は本業務の対象外とする。
- (5) 管理区域解除後の通常清掃業務は、本業務の対象外とする。
- (6) 測定器は、使用日前1年以内に校正されたものとし、受注者が準備するものとする。
- (7) 放射線防護資材は、受注者が準備するものとする。
- (8) 作業従事者は、電離放射線健康診断を受診し、放射線安全教育を修了した放射線業務従事者とする。
- (9) 鉛衝立、鉛シートその他重量物の移設は、本業務の対象外とする。
- (10) 受注者は、本業務の履行に当たり、医療法、電離放射線障害防止規則その他関係法令、通知及びガイドライン並びに発注者が定める安全管理基準を遵守しなければならない。
- (11) 受注者は、本業務の履行により知り得た患者情報その他業務上知り得た一切の情報を第三者に漏えいしてはならない。本契約終了後においても同様とする。
- (12) 受注者は、事故、汚染の拡大、被ばくの疑い、その他業務遂行上の支障が発生した場合は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、速やかに発注者へ報告し、その指示に従わなければならない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、これを定めるものとする。

単価一覧

川崎病院RI内用療法特別措置病室除染業務委託

内容	予定数量	単位	単価(税抜)
RI内用療法特別措置病室除染業務	30	回	

※予定数量は見込みであり、発注を約束するものではありません。